ACSES ニュースレター_１９６４号（2020 年 10 月 19 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（22 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇図工の授業中 児童約 20 人体調不良訴え 全員軽症 兵庫 加古川〈放送報道〉
◇[スペイン] 手指消毒ジェルで中毒８７４件、子どもの事故急増　スペイン〈Web 報道〉
◇その他の事故、事件
・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(ノートパソコン)〈消費者庁〉
・「中古品の事故」〈製品評価技術基盤機構〉
◇事故、事件の続報
・異臭騒ぎで化学物質検出、神奈川　濃度、通常の7～14倍〈Web 報道〉
・東海大野球部員が大麻　寮内で複数人が使用　山田学長「誠に遺憾」無期限活動停止〈新聞報道〉／5、6人が薬物使用認める　東海大野球部の大麻疑惑〈Web 報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・高架下の店主石綿で中皮腫　遺族、近鉄に賠償申し入れ〈新聞報道〉
・石綿被害など 3 件逆転認定　公害被害不服審査会〈Web 報道〉／公害健康被害補償不服審査会の裁決について〈環境省〉
・人が倒れてる…心臓マッサージ、ＡＥＤで命救ったのは女子高生　消防長も「パーフェクト」〈新聞報道〉
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・海洋放出「壊滅的影響」　押し切られた風評懸念―全漁連〈Web報道〉
[原子力施設全般]
・対テロ、原発安全工費の 4 割超　総額 1 兆円弱、膨張も〈Web 報道〉
[大水害対策]
・“避難情報の判断基準見直しを”〈放送報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇近くでの会話にマスク、８割超　集団感染しそうな場「行かない」５割―時事世論調査〈Web 報道〉
◇WHO、インフルへの警戒訴え　北半球の冬に向け〈Web 報道〉
◇治療薬、検査薬等
・レムデシビルなど４薬効果なし　コロナ入院患者に―ＷＨＯ／レムデシビルの効果認めず　WHO 臨床試験、英紙報道〈Web 報道〉
・ファイザー 新型コロナワクチン 11 月後半にも使用許可申請へ〈放送報道〉
・新型コロナ 国産ワクチン実用化 来年～再来年か〈放送報道〉
・富士フイルム、アビガンのコロナ治療薬としての承認を申請〈Web 報道〉
・吐く息でコロナ感染の有無検査　世界初、実用化へ東北大・島津製〈Web 報道〉
・液体とジェルタイプの除菌・消毒・手指洗浄用アルコールのエタノール濃度〈国民生活センター〉
◇大学等関係
・対面授業「半数未満」の大学名公表へ〈Web 報道〉
・キャンパスに学生たちの姿　東北大で対面授業が本格化〈新聞報道〉

丸葉木（マルバノキ）

◇マスコミ報道　見出し
[3] 食品安全衛生関係
◇ネットの食品表示、調査へ　規制対象外、健康被害も〈Web 報道〉
[4] 廃棄物関係
◇食品ロス削減のための消費者啓発に取り組む小売・外食事業者数の中間報告〈農林水産省〉
[5] 温暖化対策関係
◇計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について：２件〈環境省〉
[6] 調査、公募、意見募集等
　[公募、意見募集等]　　２件
[7] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
　[開催案内]　　４件　　[開催記録、報告、資料等]　　２件
[8] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：１件　　◇新化学物質、化学物質新利用技術等：１件　　◇その他：２件
[付録]
◇液体とジェルタイプの除菌・消毒・手指洗浄用アルコールのエタノール濃度〈国民生活センター〉
◇日本学術会議の人事問題
・日本学術会議の「提言」 生活に身近なものも〈放送報道〉
・マスコミ報道　見出し

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇図工の授業中 児童約 20 人体調不良訴え 全員軽症 兵庫 加古川

16 日午前、兵庫県加古川市の小学校で図工の授業中に児童およそ 20 人が体調不良を訴え、8 人が救急車で病院に運ばれました。全員が軽症だということです。当時は廊下で臨時講師が児童の絵画にスプレー缶の塗料を吹きつける作業をしていたということです。

16 日午前 11 時ごろ、兵庫県加古川市の市立平岡南小学校で「6 年生の授業中に気分が悪くなった児童が複数いる」と消防に通報がありました。

市の教育委員会によりますと、図工の授業を受けていた 6 年生の児童およそ 20 人が頭痛やのどの痛みなどの体調不良を訴え、このうち 8 人が救急車で病院に運ばれ、1 人が念のため入院していますが、全員症状は軽いということです。

当時、60 代の臨時講師が、廊下で「とめ液」と呼ばれるスプレー缶に入った塗料を児童の絵画に吹きつける作業をしていたということで、廊下の窓はすべて開けていたものの、児童がいた図工室内の窓は、風が強かったため 1 か所しか開けていなかったということです。

市の教育委員会は、**スプレー缶のガス**が教室内に流れ込み、換気が不十分だったため、児童たちがガスを吸い込んだとみられるとしています。

学校は、保護者に謝罪するとともに換気の徹底など再発防止を図りたいとしています。＜NHK　2020 年 10 月 16 日＞

・[スペイン] 手指消毒ジェルで中毒８７４件、子どもの事故急増　スペイン

スペイン政府は14日、新型コロナウイルスのパンデミック（世界的な大流行）の中で手指用消毒ジェルによる中毒事故で治療を受ける子どもが急増しているとして、保護者らに注意を呼び掛けた。

法務省傘下の毒物・犯罪科学研究機関の発表によると手指消毒ジェルによる中毒事故は、昨年は１年間に９０件だったのが、今年は既に８７４件の報告があった。このうち３分の２は子どもが関与しており、特に２歳未満の事故が多発している。

事故の大半は誤飲によるものだが、目に入ったり、揮発したジェルを吸い込んだりして中毒症状を発した事例もあった。

症状としては、嘔吐（おうと）や下痢、せき、目のかすみと充血がよくみられた。死者の報告はなく、患者の８割以上が「短時間で」回復したという。

フアン・カルロス・カンポ法相はツイッターに投稿した動画で、「手指消毒ジェルは子どもの手の届かない場所に置き、（子どもが）手指を消毒する際には必ず大人が見守る」よう保護者らに注意を呼び掛けた。＜ＡＦＰ＝時事　2020年10月16日＞

◇*その他の事故、事件*

・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(ノートパソコン)

＜消費者庁　2020年10月16日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/021664/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_201016_1.pdf

特記事項:パナソニック株式会社が製造したノートパソコンのリコール(バッテリー診断･制御プログラムの提供)

１．ガス機器・石油機器に関する事故該当案件：なし

２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：　２件
（うち換気扇１件、ノートパソコン１件）

３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：８件
（うち延長コード１件、リチウム電池内蔵充電器１件、除湿機１件、高圧洗浄機１件、
電動アシスト　自転車１件、バッテリー（電動剪定機用）１件、投げ込み式湯沸器１件、
ヘアドライヤー１件）

・「中古品の事故」

＜製品評価技術基盤機構　PSマガジン（製品安全情報メールマガジン）　Vol.366　10月13日号＞

https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/mailmagazin/2020fy/vol366_201013.html

おうち時間を活用するなどして、断捨離を始める方も少なくありません。また、フリマアプリなどの登場により、個人間の物品の売買が気軽にできるようになり、リサイクルショップ以外にもインターネットなどで中古品を利用する機会が増えています。しかし、中古品を使用することで、製品の使用状態など入手前の情報が得られず思わぬ事故になるおそれもあります。今回は中古品の事故をご紹介します。

項目一覧

1.中古品の事故

2.製品事故収集情報（9月13日～10月3日 受付96件）

3.リコール情報（2件）

4.その他の製品安全情報

・消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

・iPod nanoの製品事故に係る定期報告

1.中古品の事故

【事例1】

譲渡された電気ストーブ付近から出火し、周辺を焼損した。

→電源コードを途中で切断し、別のプラグ付コードをねじり接続したため、接続部で接触不良が生じて異常発熱し、焼損したものと考えられる。

なお、電源コードがねじり接続されていた経緯は特定できなかった。

【事例2】
リサイクルショップで購入したリコール対象製品の電気洗濯機を使用中、本体及び周辺を焼損する火災が発生した。
→電気洗濯機のモーター用コンデンサーの製造時に異物が混入していたため､使用中に徐々に絶縁劣化を起こし、内部ショートが生じて出火に至ったものと考えられる。
なお、使用者は入手時にリコール対象製品だと認識していなかった。
【事例3】
譲渡された折り畳み自転車で走行中に自転車の折り畳み機構部分が折り畳まれ、転倒して負傷した。
→折り畳み自転車の折り畳み部の固定調整ボルトが緩んだ状態で乗車したために、走行時に折り畳みの固定部が開放し、転倒したものと考えられる。
なお、取扱説明書には、「折り畳みの固定部が緩んだまま運転しない」旨及び折り畳みの固定調整ボルトが緩んだ際の対応方法が記載されていたが、使用者が自転車を知人から譲り受けた際に、取扱説明書を入手していなかった。

～～～

ルではないという。発生源は特定できていない。

県によると、検出されたのはイソペンタンやペンタン、ブタンで、横浜市が市内で採取して13日に発表した物質と一致した。県の担当者は「一定の共通性がある。自然由来を全く否定できるものではないが、人為的な施設から出てくるものではないか」との見方を示した。県の分析ではベンゼンも検出されたが、基準値以下だった。＜共同通信　2020 年 10 月 16 日＞

・東海大野球部員が大麻　寮内で複数人が使用　山田学長「誠に遺憾」無期限活動停止

首都大学野球リーグの名門・東海大が１７日、神奈川県平塚市内の同大学湘南キャンパスで緊急記者会見を開き無期限活動停止を発表した。寮内で複数の部員による大麻らしき薬物使用の疑いがあったため。

会見には同大学の山田清志学長、内山秀一教学部長、伊藤栄治野球部長が出席。山田学長は「誠に遺憾である、責任を痛感しております」と謝罪した。

東海大では９日に電話で疑いの旨が通報され、調査委員会を立ち上げた。平塚警察署にも捜査を依頼した、１６日に家宅捜索を受けた。同日には学生からの申し出で大麻の使用を確認し、首都大学野球連盟に秋季リーグ戦の出場辞退を申し入れ、受理された。

東海大野球部は首都大学野球リーグ通算７３度の優勝を誇り、全日本大学選手権で４度の日本一に輝いている名門。主なＯＢに原辰徳（現巨人監督）、平野恵一（現阪神２軍守備走塁コーチ）、菅野智之（現巨人）ら多くの選手をプロ球界に輩出している。＜デイリースポーツ　2020年10月17日＞

・5、6 人が薬物使用認める　東海大野球部の大麻疑惑

硬式野球部の寮内で部員が大麻の疑いがある薬物を使用したとして、東海大が同部を無期限活動停止とした問題で、使用を認めた部員が 5、6 人であることが 18 日、関係者への取材で分かった。神奈川県警は大麻取締法違反容疑で部員から事情を聴くなどし、調べている。

神奈川県警は 16 日に寮を家宅捜索。関係者によると、室内で薬物を使用したとみられる痕跡が見つかった。県警は採取した物質の成分を調べ鑑定を進めている。

16 日になって 5、6 人の部員が薬物の使用を認め、書面に記して明らかにした部員もいた。大学によると、使用を認めた部員は普段の練習態度などに変わった点はなかったという。＜共同通信　2020 年 10 月 19 日＞

◇*事故・事件対策、措置、訴訟等*

・高架下の店主石綿で中皮腫　遺族、近鉄に賠償申し入れ

大阪府内の近畿日本鉄道の高架下でうどん店を営んでいた女性（当時83）が６月、中皮腫で死亡し、原因は店舗の壁に吹き付けられていたアスベスト(石綿)を吸ったことだとして、遺族が近鉄などに約3600万円 の損害賠償を申し入れた。この高架下では他に２人が中皮腫で死亡している。

女性の遺族や、遺族を支援する関西労働者安全センター（大阪市）によると、女性は1970～2015年、高架下の貸店舗でうどん居を経営。19年12月に悪性中皮腫と診断され、今年６月に亡くなった。貸店舗は２階建てで、倉庫や休憩場所として使われていた２階の壁に、毒性が強いとされる青石綿がむき出しの状一態で吹き付けられていたという。

この高架下には以前は約 40 の貸店舗があり、04 年に文具屈の男性店主（当時 70）、15 年に喫茶店の男性店長（当時 66）が悪性中皮腫で死亡している。文具店店主の遺族が起こした損害賠償請求訴訟では大阪高裁が 14 年に近鉄の責任を認め、約６千万円の賠償を命じた。

亡くなった女性の長男（62）は「母は20年ほどたって急に発症した。怖いと思った。自分も計11、12年店で働いていたのでいつか発症するのではないかという不安がある」と話した。

近鉄によると、05～06年に高架下の石綿を除去するなどし、17年に貸店舗の一部を解体した。近鉄の担当者は「心から哀悼の意を表します。ご遺族からの申し出については、今後誠意を持って話し合いたい」と話した。＜朝日新聞　2020年10月17日＞

・石綿被害など3件逆転認定　公害被害不服審査会

国の公害健康被害補償不服審査会は 16 日、石綿を吸い込み中皮腫にかかったとする本人と遺族の訴えを不認定

とした環境再生保全機構の 2018 年の処分計２件を取り消したと発表した。遺族補償の支給を不認定とした東京都足立区の 12 年の処分も取り消した。いずれも今月９日付。

埼玉の女性が自身の、兵庫の男性は親の中皮腫認定を求め、石綿健康被害救済法に基づき請求していた。裁決は、病理組織診断や検査データなどを総合すれば中皮腫と判定できるとして、不認定は違法と結論付けた。栃木の女性は 12 年、兄の死亡は大気汚染による慢性気管支炎が一因として、遺族補償を東京都足立区に求めていた。＜共同通信　2020 年 10 月 16 日＞

・公害健康被害補償不服審査会の裁決について

＜環境省　2020 年 10 月 16 日＞　https://www.env.go.jp/press/108553.html

公害健康被害補償不服審査会は、「公害健康被害の補償等に関する法律」及び「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき、令和２年 10 月９日付けで、５件の裁決を行いました。

１.「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づく裁決１件

都道府県知事等が行った、大気系指定疾病に係る遺族補償費及び葬祭料の認定を行わないとする処分を不服として審査請求されている事件１件。（詳細は別紙１、別添１）

（１）裁決年月日　令和２年10月９日（金）

（２）裁決の内訳　原処分の取消し　１件

２.「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく裁決　４件

独立行政法人環境再生保全機構が行った、指定疾病に係る認定を行わないとする処分を不服として審査請求されている事件４件（詳細は別紙２、別添２及び３）

（１）裁決年月日　令和２年10月９日（金）

（２）裁決の内訳　原処分の取消し　２件

審査請求の棄却　２件

【公害健康被害補償不服審査会について】

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第111条に基づき、国家行政組織法第８条に位置づけられる審査機関として環境庁長官（当時）の所轄の下、昭和49年に設置。

委員は６人で構成され、衆参両院の同意を得て環境大臣が任命する。

次の行政処分に対する審査請求事件を取り扱い、その裁決は、原処分時に適用のあった行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第43条第１項により、関係行政庁を拘束する。

なお、平成28年４月１日からの行政処分に対する審査請求事件については、その裁決は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第52条第１項により、関係行政庁を拘束する。

（１）公害健康被害の補償等に関する法律に基づく都道府県知事等の認定又は補償給付の支給に関する処分。

（２）石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第４号）に基づく独立行政法人環境再生保全機構の認定又は救済給付の支給に関する処分

・人が倒れてる…心臓マッサージ、ＡＥＤで命救ったのは女子高生　消防長も「パーフェクト」

読谷村の渡具知ビーチで、意識不明で倒れていた 10 代の女性を迅速で的確な判断で救助したとして、ニライ消防本部を管轄する比謝川行政事務組合は９日、美里高校２年生の高山知奈さん（16）に感謝状を贈った。

同本部によると、高山さんは倒れている女性を発見した読谷高校の生徒らに助けを求められ、安全な場所への移動や回復体位の確保、心臓マッサージ、自動体外式除細動器（AED）の装着を周囲の人に指示した。また、傷病者の体温確保や状況・処置の記録なども行っていたという。　同本部の照屋圭一消防長は、傷病者の脈拍や呼吸、顔色などを冷静に観察し、状況に応じた適切な処置を指示した高山さんの対応を「パーフェクトで顕著な功績」と絶賛。「消防職員でもこれだけの処置を覚えるのは難しい。誰もがちゅうちょする場面で救命行動に着手した勇気、判断が尊い命を救った」と感謝した。　高山さんは、中学２年生の頃に学校で受講した救命講習の経験があったことから「私しか適切な救命指示ができないと思い、スイッチが入った」と、当時の状況を語る。感謝状を

受け取り「女性の命を助けられたことがとてもうれしい。将来はどんな状況でも人を助けられるような仕事に就きたい」と笑顔を見せた。〈沖縄タイムズ　2020 年 10 月 18 日＞

□*大災害、原発事故対策*

[福島原発事故]

・海洋放出「壊滅的影響」　押し切られた風評懸念―全漁連

全国漁業協同組合連合会（全漁連）の岸宏会長は１６日、農林水産省内で野上浩太郎農水相と会談し、東京電力福島第１原発の処理水の海洋放出に改めて強い反対の姿勢を示した。岸氏は「風評被害の発生は必至。漁業に壊滅的な影響を与える恐れがあり反対だ」と強調。しかし、政府は月内にも海洋放出を決定する方針を固めており、漁業関係者の懸念は押し切られた格好だ。

野上農水相は「風評を懸念されるのは当然」と全漁連の立場に一定の理解を示した。その上で、「復興に向けた漁業者の努力を妨げないことを最優先に、処理方法や風評被害対策を検討すべきだ」と述べ、全漁連の意向を関係省庁と共有する考えを伝えた。

岸会長は１５日に官房長官、環境相、経済産業相を訪問。１６日は復興相も訪れ、海洋放出への反対を繰り返し訴えていた。

背景にあるのは、いまだ払拭（ふっしょく）されていない風評が海洋放出により一段と強まることへの強い危機感だ。

２０１１年の原発事故から９年たつが、福島県の漁業は本格的な操業再開に至っていない。また、中国や韓国など一部の国・地域が日本産の農林水産物に対する輸入規制を今も継続している。

欧州連合（ＥＵ）やマカオなど、輸入規制を緩和する動きも出ているが、実際に海洋放出が始まれば再び各国・地域で規制が強化されかねない。３０年に５兆円を目指す政府の農林水産物・食品の輸出目標の達成も危ぶまれることになる。＜時事ドットコム　2020年10月17日＞

[原子力施設全般]

・対テロ、原発安全工費の4割超　総額1兆円弱、膨張も

原発に航空機を衝突させるなどのテロ行為を想定した「特定重大事故等対処施設」（特重施設）の建設が進んでいる関西電力、四国電力、九州電力の施設の総工費が合計 1 兆円弱に上り、安全対策費の 4 割超を占めることが 17 日、各社への取材で分かった。当初より 3 千億円以上増加。施設の工事は大規模化、長期化しており、今後も費用が膨らむ可能性がある。

特重施設では、遠隔操作で原子炉を冷却する「緊急時制御室」などを整備する。新規制基準に基づく審査に合格した関電の高浜 1～4 号機と大飯 3、4 号機、美浜 3 号機（いずれも福井県）、四国電伊方 3 号機（愛媛県）などで建設中だ。＜共同通信　2020 年 10 月 17 日＞

[大水害対策]

・“避難情報の判断基準見直しを”

東京・世田谷区は去年の台風１９号で多摩川沿いで発生した浸水被害の検証結果の最終報告をまとめました。
この中では、被害は早い段階で起きていたとして、避難情報の判断基準を見直す必要があることが指摘されています。
去年１０月の台風１９号で世田谷区では多摩川沿いを中心に住宅が水につかる被害が相次いだことから、区が検証委員会を立ち上げて被害の検証を進め、このほど検証結果の最終報告がまとまりした。
それによりますと、浸水被害について、多摩川の水位の上昇で周辺の川や下水道から雨水が流れにくくなったことや、多摩川の水が逆流しないように水門を閉めたあとも雨が降り続いたため、内水氾濫による浸水被害が広範囲に及んだことなどが要因だと分析しています。
一方で、水門を閉められずに多摩川の水が逆流した場所を水門を閉めることができたケースとコンピュータのシミュレーションを使って比較したところ、内水氾濫の影響を考慮しても水門を閉めたほうが浸水被害を軽減できていたとしています。

また、今回は、区が避難勧告を発令する基準の水位よりも多摩川の水位が低い段階ですでに浸水被害が起きていたとして、避難情報の判断基準を見直す必要があると指摘しています。
区ではこの最終報告をもとに河川を管理する国や東京都などと連携して浸水対策を進めることにしています。＜NHK　2020 年 10 月 18 日＞
****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルスに関連した患者等の発生について(10月17日各自治体公表資料集計分)
＜厚生労働省　2020年10月17日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14192.html
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和２年 10 月 16 日版）
＜厚生労働省　2020 年 10 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2qvX-mfoSu9tswBY
・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、海外の状況、その他）を更新しました
＜厚生労働省　2020 年 10 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=A_o_z3kPMbstJkmRY
・国内の発生状況について更新しました
＜厚生労働省　2020 年 10 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=M8oP_0k_AYsdFnqhY
・新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2020 年 10 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=wzr_D7nP8Xvt5ptRY

◇マスコミ報道　見出し

・東京都 新型コロナ 4 人死亡 184 人感染確認 大学でクラスター＜NHK　2020 年 10 月 16 日＞
・イタリア、ベルギーで1日1万人　欧州「第2波」、各国で最多更新＜共同通信　2020年10月17日＞
・新型コロナ　欧州感染、第１波の３倍　仏、夜間外出禁止始まる＜毎日新聞　2020 年 10 月 19 日＞

[対策・予防]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）のお知らせを更新しました
＜厚生労働省　2020 年 10 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-ov32kfIas9NliBY

◇近くでの会話にマスク、８割超　集団感染しそうな場「行かない」５割―時事世論調査

新型コロナウイルスの感染を防ぐ新しい生活様式で、「人との間隔を十分取れない会話ではマスクを着ける」ことを実行している人は８割以上に達していることが、時事通信社が９月に行った世論調査で分かった。

調査は９月１１～１４日、全国の満１８歳以上の男女２０００人を対象に個別面接方式で実施。回収率は６３．０％だった。

間隔を十分取れない会話でのマスク着用は「以前からそうしている」（１３．４％）と「コロナ後ほぼ実践できている」（７０．２％）を合わせて８３．６％。「注意しているが、できないこともある」は１３．３％だった。

帰宅後の手洗いは「以前から」（３７．８％）と「ほぼ実践」（４９．２％）を合わせた８７．０％が実行。せっけんで３０秒程度かけるか、手指消毒液を使うという人（「以前から」「ほぼ実践」の計）は６７．４％だった。

一方、感染時の接触者把握に役立つ会った人の記録については「以前から」「ほぼ実践」を合わせて１１．３％にとどまり、「気にしていない」が６４．３％と大半だ。「注意しているが、できないことも」は２３．３％。

集団感染が発生しやすいとされる場所に行くことについて、自分の考えに近いものを四つの選択肢から選んでもらったところ、「基本的に行かない」という慎重派が５０．８％。他は「３密の有無を考えて決める」（２２．７％）と「十分に注意した上で行きたい所に行く」（２３．８％）に分かれた。「気にせず行きたい所に行く」は２．３％。＜時事通信　2020 年 10 月 10 日＞

◇WHO、インフルへの警戒訴え　北半球の冬に向け

世界保健機関（WHO）のテドロス事務局長は16日の記者会見で、北半球が冬を迎えるに当たり、発熱やせきなど新型コロナウイルス感染症と共通する症状が多いインフルエンザへの警戒を改めて呼び掛けた。

テドロス氏は、欧州で新型コロナ感染が再拡大していることを踏まえ、入院患者が増加し他の病気への対応が不十分になる状況を懸念。世界で毎年、インフルエンザで重症になる患者は350万人に上るとして、ワクチン接種などの備えを訴えた。＜共同通信　2020年10月17日＞

◇治療薬、検査薬等

・レムデシビルなど４薬効果なし　コロナ入院患者に―WHO

世界保健機関（WHO）は、日本で新型コロナウイルスの治療薬として特例承認されている抗ウイルス薬「レムデシビル」を含む４薬について、WHOが主導する新型コロナ治療薬の国際的な治験では、入院中の患者への効果が「ほとんどないか、全くなかった」と暫定的な研究結果を発表した。

４薬は、レムデシビルのほか「インターフェロン・ベータ１ａ」と、すでに治験停止を明らかにしていた「ヒドロキシクロロキン」、「ロピナビル」。いずれも、マラリアやエイズウイルス（ＨＩＶ）など、もともとは他の疾患やウイルスに対する治療薬として開発されたもので、新型コロナへの効果が期待されていた。

WHOが１５日に公表した３０カ国の病院が参加した治験の暫定結果（査読前）によると、４薬に死亡率や入院期間を減少させる効果は認められなかった。＜時事ドットコム　2020年10月17日＞

・レムデシビルの効果認めず　WHO臨床試験、英紙報道

新型コロナウイルス感染症の治療薬として日本で特例承認されている抗ウイルス薬レムデシビルについて、世界保健機関（WHO）主導の国際的な臨床試験で入院患者の死亡率の改善などに効果がみられなかったと、英紙フィナンシャル・タイムズ電子版が15日、報じた。

同紙は人工呼吸器装着の必要性や入院期間も減らなかったとしている。開発した米製薬企業ギリアド・サイエンシズは「初期データを使った論文が公開されたようだ。別の臨床試験で示されてきた有効性と矛盾している」とコメントしている。

レムデシビルは今月、感染が判明し一時入院したトランプ大統領にも投与された。＜共同通信　2020年10月16日＞

・ファイザー 新型コロナワクチン 11月後半にも使用許可申請へ

アメリカの製薬大手ファイザーは、開発中の新型コロナウイルスワクチンについて、効果が確認されれば、11月後半にも規制当局に緊急使用の許可を申請する見通しを明らかにしました。

アメリカの製薬大手ファイザーはドイツの企業とワクチンを開発していて、現在、最終段階となる第3段階の臨床試験を行っています。

16日、ファイザーのブーラCEOは今後の開発の見通しについて声明を出し、「効果と安全性を慎重に検証し、さらに、製造過程で高い品質を実現することが重要だ」として効果と安全性、品質の3つの条件を満たすことを目指していると述べました。

そして、「ワクチンに効果があるかどうかは今月末にわかるだろう」とし、効果が確認できた場合、安全性に関するデータがそろう11月第3週以降にアメリカFDA＝食品医薬品局に対し、緊急使用の許可を申請する見通しを明らかにしました。

ファイザーのワクチンは開発が最も進んでいるものの一つで、今回の発表で、アメリカのトランプ大統領が繰り返し言及してきた大統領選挙の前のワクチン実用化は実現が厳しくなっています。＜NHK　2020年10月17日＞

・新型コロナ 国産ワクチン実用化 来年～再来年か

新型コロナウイルスのワクチン開発を進める国内の製薬会社や研究者が参加するシンポジウムが、14日、横浜市で開かれ、国産のワクチンが実用化される時期について「来年から再来年になる」などの見通しが示されました。

このシンポジウムはバイオ関連の展示会の一環として開かれたもので、新型コロナウイルスのワクチン開発を進める国内の製薬会社などが参加し、世界的なウイルス研究者で、東京大学医科学研究所の河岡義裕教授が司会を

務めました。
この中で、製薬会社の担当者などが開発中のワクチンの特徴や進捗（しんちょく）状況を紹介しました。
このうち、DNA を活用した新しい技術のワクチンについて、すでに臨床試験を行っている大阪のベンチャー企業と共同で開発している研究者は、国内については「承認が得られれば、数百万人ほどは来年にも可能だろうと思う」としたうえで、海外への供給も視野に入れた大量生産については「2022 年後半ぐらいからになると考えている」と説明しました。
また、遺伝子の RNA という物質を使ったワクチンを開発している大手製薬会社は「2022 年を念頭になるべく早期に開発したい」と説明しました。
そして、国内の医薬品の審査を行う PMDA＝医薬品医療機器総合機構の担当者は、「有効性や安全性に対する考え方を国際的に共有しながら、国内か海外かにかかわらず開発されたワクチンを公平に審査していきたい」と述べました。
※この記事で、一時、国内で開発中の新型コロナウイルスのワクチンの実用化の時期について「再来年になる」という見通しを紹介していましたが、その後の発表者への取材で、発言は世界的な供給を想定したもので、国内については来年にも可能と考えているということでしたので、表現を更新しました。説明が不十分でした。
＜NHK　2020 年 10 月 14 日＞

・富士フイルム、アビガンのコロナ治療薬としての承認を申請
［東京　１６日　ロイター］－ 富士フイルムは１６日、子会社の富士フイルム富山化学が新型コロナウイルス治療薬候補「アビガン」の製造販売承認事項の一部変更承認を厚生労働省に申請したと発表した。
富士フイルム富山化学は今年３月、重篤ではない肺炎の症状を示した新型コロナ患者を対象にアビガンの国内臨床第 III 相試験を始め、アビガンの投与で早期の症状改善を統計学的有意差をもって確認した。本試験でも、安全性上の新たな懸念は認められなかったという。＜ロイター　2020 年 10 月 16 日＞

・吐く息でコロナ感染の有無検査　世界初、実用化へ東北大・島津製
　東北大（仙台市）と島津製作所（京都市）は16日、口から吐く息で新型コロナ感染の有無を調べる検査法を開発したと発表した。呼気内のウイルスやタンパク質を解析する手法を用いた世界初の技術で、PCR検査と同レベルの精度があり約1時間で結果が出るという。臨床研究を進め、実用化を急ぐ。
　現在主流となっているPCR検査法では、鼻や喉の奥の粘液を試料として採取する必要があり、検査結果が出るまで一定の時間がかかる場合もある。一方、「呼気オミックス」と呼ばれる技術を使った新たな検査法は箱形の装置で解析する。医療機関や自宅で約5分間、息を吐くだけで感染の有無を判定できる。＜共同通信　2020年10月16日＞

・液体とジェルタイプの除菌・消毒・手指洗浄用アルコールのエタノール濃度<国民生活センター　2020年9月17日>　　--------> *末尾［付録］*

◇大学等関係
・対面授業「半数未満」の大学名公表へ
　文部科学省は 16 日、新型コロナウイルスの影響でオンライン授業を続ける大学が多いとして、対面授業の割合が半数に満たない大学の状況を調べ、大学名を公表すると発表した。＜共同通信　2020 年 10 月 16 日＞

・キャンパスに学生たちの姿　東北大で対面授業が本格化
　東北大は今月からの2学期に合わせ、一部の科目で対面授業を始めた。新型コロナウイルスの影響で1学期はオンライン授業が中心だった。閑散としていたキャンパスに学生たちの姿が戻ってきた。
　川内北キャンパス（仙台市青葉区）で15日にあった物理の授業では、杉本周作准教授（40）が冒頭、「なるべく固まらないように座ってください」と呼びかけた。2学期に入って2回の授業があり、履修する約60人の学生を半分程度に分けて講義をしたが、「接する学生が限られてしまう」と、この日から広い教室を確保して全員が出席で

きるようにした。

学生たちは、教室のドアの脇などに貼られたQRコードをスマホで読み取り、入退室を記録。座席も一定の間隔がとられた。また、体調に不安がある学生らに配慮して、オンラインでの配信も続けるという。

授業を終えた杉本准教授は「反応が生で返ってくるのでやりやすい」。オンラインでは学生の表情が見えないことが多く、「どこまで理解し、どこが疑問に感じているかは目を見ないとわからないですね」。

理学部1年の松下奈津子さん（19）は「1学期はオンラインで新しい友人もできなかった。対面の授業だと、わからない点などを気軽に友人らと話せるのがいい」と話した。＜朝日新聞　2020年10月16日＞

◇マスコミ報道　見出し

・コロナ重症化予測へ　関連たんぱく質特定　国際医療研＜毎日新聞　2020 年 10 月 19 日＞

・新型コロナの感染対策、過激な「反ワクチン活動」が大きな障害になる＜DIAMOND online　2020 年 10 月 16 日＞

****

[3] ***食品安全衛生関係***

◇ネットの食品表示、調査へ　規制対象外、健康被害も

消費者庁は、インターネットの通信販売で食品を購入する際、表示に注意するよう呼び掛けている。ネット上の表示は食品表示法の規制対象外のためだ。新型コロナウイルス禍の「巣ごもり需要」で購入機会が増えている中、利用者からは「表示と実物の産地が違う」「アレルギー表示がない」といった苦情が相次ぎ、健康被害も出ている。同庁はネット通販会社やプラットフォーム企業を対象に実態調査を始める。

消費者庁の伊藤明子長官は「食品の国際的な基準を策定する政府間組織『コーデックス委員会』では、ルール作りの機運が高まっている。調査をこうしたルール作りに役立てたい」としている。＜共同通信　2020年10月17日＞

****

[4] ***廃棄物関係***

◇食品ロス削減のための消費者啓発に取り組む小売・外食事業者数の中間報告

＜農林水産省　2020 年 10 月 16 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/kankyoi/201016.html

****

[5] ***環境安全関係***

◇（仮称）福井藤倉山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について

＜環境省　2020 年 10 月 16 日＞　https://www.env.go.jp/press/108534.html

---

◇（仮称）ウィンドファーム八森山に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について

＜環境省　2020 年 10 月 16 日＞　https://www.env.go.jp/press/108525.html

****

[6] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇消防法施行規則の一部を改正する省令（案）等に対する意見公募

＜総務省消防庁　2020 年 10 月 16 日＞

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/201014_yobo_1.pdf

消防庁は、消防法施行規則の一部を改正する省令(案)等の内容について、令和２年 10 月 19 日から令和２年 11 月 17 日までの間、意見を公募します。

１ 改正内容

以下の事項について措置を行うため、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第６号)、平成 14 年消防庁告示第８号、平成 16 年消防庁告示第９号及び平成 20 年消防庁告示第 19 号を改正するものです。概要については、別紙を御覧ください。

（１）消防法令に定める様式の押印削除に関する事項

（２）消防法令に定める各種点検の期間の延長に関する事項
（３）特定共同住宅等における点検基準の合理化に関する事項
（４）消防設備士免状の写真に関する事項
２ 意見公募対象及び意見公募要領
○ 意見公募対象
・消防法施行規則の一部を改正する省令（案）
・消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づき、防火対象物の点検の結果についての報告書の様式を定める件の一部を改正する件（案）
・消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件の一部を改正する件（案）
・消防法施行規則第五十一条の十二第二項の規定において準用する同規則第四条の二の四第三項の規定に基づき、防災管理の点検の結果についての報告書の様式を定める件の一部を改正する件（案）
・防火管理に関する講習の実施細目を定める件等の一部を改正する件（案）
○ 意見公募要領の詳細については、別紙を御覧ください。
３ 意見公募の期限　　令和２年11月17日（火）
４ 今後の予定　　皆様からお寄せ頂いた御意見を検討した上で、当該省令を公布する予定です。

◇険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（案）に対する 意見公募
＜総務省消防庁　2020 年 10 月 16 日＞
https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/201014_kiho.pdf
消防庁は、危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（案）の内容について、 令和２年 10 月 19 日から 11 月 17 日までの間、意見を公募します。
１ 改正内容
以下の事項について措置を行うため、危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成 23 年総務省令第 168 号）を改正するものです。
（１）様式上に規定されている押印に関する事項
（２）危険物取扱者免状の写真に関する事項
（３）定期点検の期限に関する事項
２ 意見公募対象及び意見公募要領
○ 意見公募対象
危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（案）
○ 意見公募要領の詳細については、別紙を御覧ください。
３ 意見公募の期限　　令和２年11月17日（火）
４ 今後の予定　　皆様からお寄せ頂いた御意見を検討した上で、当該省令を公布する予定です。
****

[7] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]
・令和２年度第１回化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討会の開催について　　11 月 11 日、オンライン
＜環境省　2020 年 10 月 16 日＞　https://www.env.go.jp/press/108537.html
（１）文献情報に基づく影響評価（信頼性評価）について
（２）試験の結果及び今後の予定について
（３）試験法の開発について
（４）国際協力事業について

（５）その他
・令和２年度第１回化学物質のリスク評価検討会資料　　10 月 19 日
＜厚生労働省　2020 年 10 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=g3q_T_mPsTutpsERY
（１）リスク評価対象物質のリスク評価について
　　・アジピン酸
　　・1-アリルオキシー２・３―エポキシプロパン
　　・２－（ジメチルアミノ）エタノール
　　・アクロレイン
（２）リスク評価実施要領等の改訂について
・第 90 回労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会資料　　10 月 19 日
＜厚生労働省　2020 年 10 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=2yLnF6HX6WP1_ptJY
（１）特別加入制度の見直しに係る関係団体からのヒアリング
（２）労働保険の保険料の徴収等にに関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱について（諮問）
・薬事・食品衛生審議会　医薬品第二部会を開催します　　10 月 30 日、Ｗｅｂ会議、非公開
＜厚生労働省　2020 年 10 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=I9of71kvEZsNBmWxY

[開催記録、報告、資料等]
・第 45 回厚生科学審議会感染症部会、第 39 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会（合同開催）　議事録　　8 月 26 日
＜厚生労働省　2020 年 10 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Y5pfrxlvUdtNRj_xY
（１）インフルエンザ流行時の診療体制について
（２）その他
・厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会 予防接種基本方針部会）　　9 月 10 日
＜厚生労働省　2020 年 10 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2qvX-mfoSu9ttABY
（１）次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について
（２）その他
****

[8] ***その他***

◇インフルエンザ、感染症関係

・秋田で梅毒感染者急増　昨年の2倍以上　夫婦、恋人間で拡大懸念

秋田県内で性感染症の梅毒の感染例が急増している。全国的に感染が拡大傾向にある中、県保健・疾病対策課のまとめによると、１０月１１日現在で県に報告があった感染者数は６４人。現在の形で統計を取り始めた２００６年以降、最多だった１９年の年間感染者数２８人の既に２倍以上となっており、専門医らは注意を呼びかけている。

国立感染症研究所によると、全国の梅毒感染者は１１年から増加傾向となり、１９年は年間６５７７人（暫定値）の報告があった。現在の形で統計を取り始めた１９９９年以降で最少だった０３年の５０９人の約１３倍まで拡大した。

特に秋田の感染状況は深刻だ。０６、０７年は１人だったが、２０年は年間８０人以上となるペースで報告されている。国立感染症研究所によると、２０年第２四半期（４～６月）の人口１００万人当たりの県内感染者数は１６・６人で、岡山、愛媛両県と並び全国で４番目に多い。東日本に限ると東京都（２８・８人）に次ぐ数字で、東北では突出している。また１９年同期の感染者数と比べると約４・３倍に急増しており、３倍以上になっているのは全国で秋田だけだ。

県のまとめでは、県内では１０月１１日現在、性別、年齢別では４０代男性と５０代男性がそれぞれ１３人と最も感染者が多く、全体の４割を占める。医療関係者からは、県内では性風俗産業の従事者・利用者の周辺で感染が広がっている傾向が指摘される一方､今後は夫婦間や恋人間などでの感染の広がりを懸念する声も出ている。

研究所によると、全国で最も感染者が多いのは２０代女性で、より感染リスクが高いとされる性風俗産業の従

事・利用歴がない人にも広がっている。担当者は「性風俗関連が感染の発端であっても、その後にさらに拡大している可能性がある」とみる。

◇梅毒

「梅毒トレポネーマ」という細菌を原因とし、主に性行為による粘膜接触などを介し感染する。感染後３週間前後の潜伏期間を経て性器などに痛みを伴わないしこりができ、３カ月～３年ほどで血液を介して細菌が運ばれ、手のひらや足の裏など全身に発疹ができる。悪化すると大動脈瘤（りゅう）や脊髄（せきずい）に異常が生じる可能性もあり、命に関わるケースもある。

◇定期的に検査を

秋田県内を含めた梅毒の感染拡大の背景などについて、おのば腎泌尿器科クリニック（秋田市）の佐藤良延院長（日本性感染症学会認定医）に聞いた。

――近年梅毒の感染者が国内で急増している理由として考えられることは。

◆インバウンド促進を背景として外国人観光客の感染者が国内の性風俗店を利用し広がった可能性や、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（ＳＮＳ）による出会いの広がりの影響を指摘する声がある。しかし、明確な原因は判明していない。

――梅毒で特に問題な点は。

◆感染後に症状が出なくなる時期がある点だ。そこで治療をやめてしまい、悪化を招くケースもある。また妊娠中の女性が感染すると「先天梅毒」として胎児の発育などに悪影響を及ぼす恐れがある。

――県内の感染傾向として感じることは。

◆全国では性風俗産業の従事・利用歴がない人にも感染が広がっているのに対し、県内では従事者や利用者の周辺などに感染者が多い印象だ。新型コロナウイルスの影響で性風俗利用者が減少し感染者も減るのではと予想したが、一時期を除いて性感染症患者は逆に増え続けている。

――気をつけるべきことは。

◆衛生用品を使う際には意識を高め、心配があればパートナーと共に定期的に検査することが大切になる。また、万が一感染しても、症状がなくなったからといって治療をやめないことも重要だ。

＜毎日新聞　2020 年 10 月 17 日＞

◇新化学物質、化学物質新利用技術等

・バイオプラ、合成繊維超えの耐熱性　車部品にも応用可

東京大や北陸先端科学技術大学院大などのチームは、紙の原料であるパルプから、空気中で約500度まで耐えられる耐熱性の高いプラスチックの開発に成功した。耐熱性の問題で用途が限られていたバイオプラスチックの利用が広がるきっかけになりそうだ。

循環型社会で普及が期待されるバイオプラは、トウモロコシやサトウキビの繊維を糖に変えてから発酵させるなどして作られるが、耐熱性が低かった。

東京大の大西康夫教授（応用微生物学）らのチームは、同様の原料を使いながらも、微生物を使う工程を工夫して化学構造がまったく異なるバイオプラの合成に成功した。窒素を満たした中で分解する温度は743度で、高耐熱の合成繊維のザイロン（715度）などを上回った。

出回っているバイオプラは、耐熱性が高いものでも200度でスプーンやコップ、レジ袋など、用途が限られていた。今回のバイオプラは、アルミニウムやマグネシウムが溶ける温度にも耐えられるため、これらと組み合わせて自動車部品や建築部材にも応用ができるという。

大西教授は「耐熱性、難燃性があり、軽量。自動車のエンジンまわりの部品や、航空、宇宙機器などに活用できる」と話す。微生物の遺伝子を改変して生成量を増やしたり、化学反応の効率をあげたりすることなどでコストを削減できるという。＜朝日新聞　2020年10月16日＞

◇その他

・筑波大学長選考の延期を要求　透明性に問題と一部教職員

筑波大の次期学長選考過程を問題視する教職員らがつくる「筑波大学の学長選考を考える会」は 17 日、20 日

に予定されている選考会議での学長決定を延期するよう、要求書を大学側に提出したと明らかにした。公平性や透明性について「疑惑を晴らした上で再度の選考を行うべきだ」と求めた。

会に参加する竹谷悦子教授によると、学長の通算任期の上限は最長６年だったが、選考会議が４月に規則を改正し撤廃。2013 年４月から２度再任した永田恭介学長も改めて学長選に出馬した。

考える会の指摘に関し、大学はこれまでの取材に「大学が定めたルールに従っており、問題はない」としている。＜共同通信　2020 年 10 月 17 日＞

【あちらでも】医学部教授選で何が　次点者が新教授、最多票者は辞職へ＜朝日新聞　2020年1月24日＞

【こちらでも】東大総長選、大混乱の理由　議事録入手、覆った投票1位＜朝日新聞　2020年10月14日＞

大学 VS 教授　解雇巡る法廷バトル次々　学長権限強まり＜朝日新聞　2018 年３月２日＞

・大阪都構想で大学再編　バトル勃発“2 つの大阪大学”の行方

11 月１日にその是非を問う住民投票が実施される大阪都構想。大阪市を廃止して、現在の 24 区を４つの特別区「淀川区」「北区」「中央区」「天王寺区」に再編するものだが、同時に「大学再編」も行なわれる。

大阪市内にある「大阪市立大学」（現住吉区）と、「大阪府立大学」（堺市）が統合され、名称は「大阪公立大学」になる。吉村洋文。大阪府知事は「日本一の公立大学を目指してほしい」と期待を寄せ、2025 年４月には現大阪市城東区に「森之宮新キャンパス」を開校する予定だ。

ところが、この新大学に思わぬところから“物言い”がついた。「阪大」の通称で知られる難関国立大の大阪大学（吹田市など）からだ。

発端は阪大の西尾章治郎学長が大学の公式サイトに大阪公立大学の「英語表記」について“抗議”を掲載したことだった。

大阪公立大学は、英語表記を「University of Osaka」とし、阪大の正式表記である「Osaka University」と区別したとするが、西尾学長はこれに反論。海外でも定着している阪大の名称と「酷似」し、〈世界に羽ばたく両大学の未来にとって大きな障害となる〉〈意見交換が行われないまま決定されたことは誠に残念〉とした。

８月 21 日には、同じ公式サイトで大阪公立大学が特許庁に申請した「University of Osaka」の商標登録を認めないよう求めた。

対する大阪公立大学は、世界大学ランキングで「開学 10 年で阪大の順位（200 位）を上回る」と目標を掲げた。吉村府知事は「大阪公立大学がきちんと名称を決定して存在するようになれば混乱はないだろう」と話した。

両者一歩も引かない“2 つの大阪大学”問題の火種はくすぶり続けているようだ。

※週刊ポスト 2020 年 10 月 16・23 日号　　＜NEWS ポストセブン　2020 年 10 月 15 日＞

****

[付録]

◇液体とジェルタイプの除菌・消毒・手指洗浄用アルコールのエタノール濃度　　上記［2］関係

＜国民生活センター　2020 年９月 17 日＞　http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20200917_4.pdf

１．目的

新型コロナウイルスの感染拡大により、除菌や消毒等を目的として使用するアルコールの需要が増え、ドラッグストア等の店頭では一時品薄となりましたが、現在は様々な商品がみられるようになっています。

手指からの新型コロナウイルスの除去には、流水と石けんでの手洗いが有効とされていますが、それができないときにアルコール消毒液（濃度 70％～95％のエタノール）が有効であるとされており（注 1)、アルコール需要の拡大が加速する中、PIO-NET（注 2）には、新型コロナウイルスに関連した相談のうち、除菌や消毒等を目的とするアルコール含有商品（注 3）について、「商品にアルコール濃度の表示がない」、「濃度が表示されているが本当だろうか」などといった商品の安全・品質や表示に関する相談情報が、2019 年 12 月以降（注 4）の約 8 カ月（2020 年 7 月 31 日までの登録分）で 689 件寄せられています（注 5)。当センターにも、2020 年度に入り、各地消費生活センターからの除菌・消毒・手指洗浄用アルコールに関するテスト依頼が複数件あり、商品テストの結果、商品本体の表示等に問題がみられるものがありました。そのほかにも、消費者庁では 2020 年 5 月 19 日、アルコールを主成分とするとされるハンドジェルにおける配合割合が大幅に表示を下回っていたとして、景品表示法に係る措置命令が行われました（注 6)。そこで、現在販売されている除菌・消毒・手指洗浄用アルコールを

対象に、エタノール（注 7）濃度や表示等を調べ、消費者に情報提供することとしました。

（注1）厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）」 マスク・消毒液に関するもの 問2より抜粋（令和2年9月7日時点版）

（注2）PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワークシステム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのことです。

（注3）ウェットティッシュを除く。

（注4）2019年12月以降、中国武漢市において原因となる病原体が特定されていない肺炎の発生が複数報告されていることから、2019年12月以降の相談情報を対象としています。
厚生労働省「中華人民共和国湖北省武漢市における原因不明肺炎の発生について」（令和2年1月6日）

（注5）2019年12月以降受付、2020年7月31日までの登録分。消費生活センター等からの経由相談は含まれていません。

（注6）消費者庁「株式会社メイフラワーに対する景品表示法に基づく措置命令について」（令和2年5月19日）

（注7）アルコールにはエタノールの他にイソプロパノールやメタノール等も含まれますが、エタノールは除菌剤等に含まれる最も一般的な成分です

２．テスト実施期間　　検体購入：2020年6月～7月　　テスト期間：2020年7月～8月

３．PIO-NET に寄せられた相談情報

（１）相談情報の概要

PIO-NETには、新型コロナウイルスに関連した相談のうち、除菌や消毒等を目的とするアルコール含有商品について、商品の安全・品質や表示に関する相談情報が、2019年12月以降、2020年7月31日までの登録分で689件寄せられています。これらの相談情報は、月別にみると、2020年1月は2件、2月は14件、3月は80件、4月は151件、5月は291件、6月は122件、7月は29件となっています。

（２）主な事例

【事例１】

薬局で新型コロナウイルス対策のために除菌アルコール液を購入した。容器に書いてあるイラストでは手を除菌しているのだが、用途には「家具等の除菌」と書いてあり手指用とは書いていない。手指に使えるかわからないので返品したい。（受付年月：2020年6月、男性・年齢不明）

【事例２】

スーパーでアルコール除菌スプレーを購入した。成分は「水・アルコール」と表示されているが、アルコールの種類について記載がない。エタノールなのかどうか知りたい。（受付年月：2020年6月、男性・70歳代）

【事例３】

ネット通販でアルコール除菌スプレーを購入した。サイトの広告では「アルコール 70%」と記載があったが、商品が届きラベルを確認したらアルコール濃度の表示がなかった。アルコール濃度が 60%以上の製品は危険物の表示が必要とされていると聞いたが、これに関する表示もないので実際のアルコール濃度は低いのではないか。
（受付年月：2020年5月、女性・30歳代）

【事例４】

新型コロナウイルス対策として除菌ジェルを購入したが、エタノール濃度が表示より低い商品があると報道で知った。私が買った商品は「エタノール濃度 62%」と表示されているが、本当だろうかと心配である。（受付年月：2020年5月、女性・60歳代）

４．市販されている除菌・消毒・手指洗浄用アルコールの分類について

除菌・消毒・手指洗浄用アルコールは、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（以下、「医薬品医療機器等法」とします。）により定義される「医薬品」、「医薬部外品」、「化粧品」と、その対象とはならない「雑品」に分類されます。それぞれの分類によって、使用できる範囲や表示できる効能効果に違いがあります。

（１）医薬品、医薬部外品

「医薬品」と「医薬部外品」は、厚生労働大臣等の承認を受けて販売されるもので、品質、有効性、安全性を

確保するための規定が設けられています。一般に消費者が購入しやすい「医薬部外品」の消毒用アルコールには、「指定医薬部外品」（注 8）と表示することに加え、有効成分の名称及びその分量について、容器や被包に直接記載することが求められています。従って、これらに分類される消毒用アルコールのうち、エタノールを有効成分としているものについては、エタノールを一定の濃度で配合することが定められています。

商品名等に「薬用」と記載のある商品は「医薬部外品」の商品に当たり、商品には必ず表示があります。また、「消毒」といった効能効果の表示が認められているのは「医薬品」と「医薬部外品」のみです。なお、「消毒」等の効能効果の表示ができる「医薬品」、「医薬部外品」には、エタノール以外の成分を有効成分とする商品もあります。

厚生労働省では、手指など人体に用いる場合は、品質、有効性、人体への安全性が確認された「医薬品」や「医薬部外品」（「医薬品」、「医薬部外品」との表示のあるもの）を使用することを推奨しています（注 9）。

（注8）指定医薬部外品とは、医薬品販売規制緩和に伴い、新たに医薬部外品に指定されたものです。

（注9）厚生労働省「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」（令和2年6月26日時点版）

（２）化粧品

「化粧品」は人体に対する作用が緩和で、身体に塗擦、散布その他これらに類似する方法で使用されることが目的とされているものとされています。特別な場合を除いて使用する全成分を、配合量の多い順にパッケージや容器に表示する義務があり、使用する成分を製造販売事業者等の責任のもとに安全性を確認して選択し配合しています。また、「医薬品」や「医薬部外品」に認められている「消毒」、「薬用」といった表示は認められていませんが、「皮膚を清浄にする」などといった定められた効能の範囲（注 10）であれば表示することが可能とされています。

また、「化粧品」は原則として、全成分を表示するものであれば販売に伴う承認は必要ありませんが、化粧品を製造販売するためには厚生労働大臣等の許可や届出が必要です。なお、アルコール濃度についての表示義務はありません。

（注10）厚生労働省「化粧品の効能の範囲の改正について」（平成23年7月21日薬食発0721第1号）

（３）雑品

「雑品」は、物品の「除菌（注 11)」等をうたって販売されていますが、品質は製造販売事業者等の独自基準によって定められており、成分や含有量の変更なども製造販売事業者等の独自の判断に委ねられています。なお、「雑品」は基本的に手指に用いることはできません（注 12)。また、アルコール濃度についての表示義務はありません。物品の消毒に関しては、アルコール以外に次亜塩素酸ナトリウム（0.05%）が有効であることが分かっています。また、家庭用の洗剤等の中にも有効な成分（界面活性剤等）が含まれていることが検証されています（注 13)。目的に応じて適切に使うことが大切です。

（注11）「除菌」とは、菌やウイルスの数を減らすことです。「医薬品・医薬部外品」以外の製品に記されることが多いようです。「消毒」の語は使いませんが、実際には細菌やウイルスを無毒化できる製品もあります（一部の洗剤や漂白剤など)。(厚生労働省「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」（令和2年6月26日時点版)）なお、その対象や程度は公的には定められていません。

（注12）厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について（改定（その2))」（令和2年4月22日）において、新型コロナウイルスの感染者が増加している状況に鑑みた臨時的・特例的な対応として、60容量%以上の商品について、「本製品は医薬品や医薬部外品ではありませんが、消毒用エタノールの代替品として、手指消毒に使用することが可能です。」という内容を製品や広告等に記載して差し支えないとされています。

（注13）独立行政法人製品技術基盤機構「新型コロナウイルスに対する消毒方法の有効性評価について最終報告をとりまとめました。～物品への消毒に活用できます～」（令和2年6月26日）

５．テスト対象銘柄

インターネット通信販売の大手ショッピングモール（Amazon.co.jp、楽天市場、Yahoo!ショッピング）のウェブサイトにて「除菌 消毒 アルコール」で検索（注 14）した際に、上位に表示された、性状が液体かジェルの商品、及び神奈川県内の複数のドラッグストア等で販売されていた、性状が液体かジェルの商品から合計 30 銘柄（医薬部外品 3 銘柄、化粧品 18 銘柄、雑品9 銘柄）をテスト対象としました（表 1-1～3 参照)。

（注14）2020年6月時点。各サイト標準の設定で検索しました。

６．テスト結果

（１）エタノール濃度

テスト対象銘柄のエタノール濃度は、20容量％台から80容量％台でした。テスト対象銘柄について、商品に含まれるエタノール濃度を調べました。その結果、「医薬部外品」に分類される商品ではエタノール濃度がいずれも 80 容量％（注 17）前後でした。また、「化粧品」に分類される商品では、20 容量％台～70 容量％台でした。さらに「雑品」に分類される商品では、50 容量％台～70 容量％台でした（図 1 参照）。

（注17）容量％とは、溶液100mlに溶質（ここではエタノール）が何ml含まれているかを表すもので、通常、酒類のアルコール濃度は容量％を用いて表されています。

酒税法 第1章 総則（該当する部分のみ抜粋）

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 アルコール分 温度十五度の時において原容量百分中に含有するエチルアルコールの容量をいう。

商品本体にアルコール濃度の表示がみられたものは30銘柄中14銘柄で、今回調べたエタノール濃度が表示濃度より1割以上低いものはほぼありませんでした

商品本体にアルコール濃度に関する表示がみられたものは、「医薬部外品」の 3 銘柄中 3 銘柄（No.1～3）、「化粧品」の 18 銘中 7 銘柄（No. 6、8、11、15、16、17、21）、「雑品」の 9 銘柄中 4 銘柄（No.22、23、27、28）の計 14 銘柄でした。テストの結果、1 銘柄（No.27）を除き今回調べたエタノール濃度が表示濃度（注 18）より 1 割以上低いものはありませんでした。なお、1銘柄（No.27）についても、表示濃度との差は 2 割以内でした（図 1、10. 参考資料（２）参照）。

（注18）商品本体に説明のあるものを除き、容量％でエタノール濃度が記載されているものとしました。

（２）エタノール以外の成分

30銘柄中「雑品」の1銘柄において、わずかにイソプロパノールやメタノールを含むものがありました。

テスト対象銘柄について、商品に含まれるエタノール以外の成分を調べました。その結果、「雑品」に分類される 1 銘柄（No.26）において、イソプロパノールが 8.1 容量％、メタノールが 0.6 容量％検出されましたが、これらは表示には記載されていませんでした。

イソプロパノールは消毒用にも使用されるアルコールです。一方、メタノールは吸入した場合や飲み込んだ場合は人体への毒性が高いものです。いずれもエタノールと同じアルコールの一種ですが、検出されたメタノールの濃度は低いため、使用に際し、誤って摂取や蒸気を吸入しない限り、健康に影響を及ぼす可能性は低いと考えられました。なお、今回イソプロパノールとメタノールが検出された銘柄は、手指の消毒用に使用するものではなく、基本的に物品の「除菌」等を目的にしたもので、商品に使用される全成分の表示の義務がないものでした。

（３）表示、広告

テスト対象銘柄の商品本体の表示及び製造販売元等が運営するウェブサイト（商品紹介や通信販売サイト等）の広告について調べました。

１）アルコール濃度に関する表示

商品本体と、製造販売元等が運営するウェブサイトのアルコール濃度に関する記載に差異がみられたものがありました。

商品本体にアルコール濃度に関する表示がみられた 14 銘柄（No.1～3、6、8、11、15～17、21～23、27、28）において、商品本体と製造販売元等が運営するウェブサイトのアルコール濃度に関する記載に差異がないかを調べました。その結果、商品本体とウェブサイトの両方に濃度表示がみられた 9 銘柄中 2 銘柄（No.2、17）において、アルコール濃度に関する一部の記載に差異がみられました（表 2 参照）。

アルコール濃度の表示が商品本体にはなく、製造販売元等が運営するウェブサイトにのみみられたものが 6 銘柄あり、今回調べたエタノール濃度と比較したところ、表示濃度より 1 割以上低いものはほぼありませんでした

製造販売元等が運営するウェブサイトが確認できた「医薬部外品」の 1 銘柄中 1 銘柄（No.2）、「化粧品」の 11 銘柄中 9 銘柄（No. 5、6、8、10、11、16、17、18、21）、「雑品」の 6 銘柄中 5銘柄（No.23～26、28）でアルコール濃度に関する表示がみられました。これらのうち、商品本体に表示がなく、製造販売元等が運営するウェブサイトにのみ表示がみられたものが、「化粧品」で 3 銘柄（No.5、10、18）、「雑品」で 3 銘柄（No.24～26）

あり、今回調べたエタノール濃度と比較したところ、1 銘柄（No.26）を除き表示濃度より 1 割以上低いものはありませんでした。なお、1 銘柄（No.26）についても、表示濃度との差は 2 割以内でした（10. 参考資料（２）参照）。

２）「消毒」、「除菌」等の効能効果に関する表示

「化粧品」、「雑品」に分類される銘柄で、商品本体に「消毒」と表示されているものはありませんでした

テスト対象銘柄の商品本体に記載されている効能効果に関する表示を調べました。

その結果、「医薬部外品」に分類される 3 銘柄すべてにおいて、商品本体に「指定医薬部外品」との表示があり、手指の洗浄・消毒に使える旨の記載がありました。なお、「消毒」といった効能効果の表示は「医薬品」と「医薬部外品」にのみ認められています。「化粧品」、「雑品」に分類される銘柄で、商品本体に「消毒」と表示されているものはありませんでした。

なお、「化粧品」に分類される 18 銘柄のうち 2 銘柄（No.8、17）、「雑品」に分類される 9 銘柄のうち 8 銘柄（No.22、23、25～30）で、商品本体に「除菌」との表示がみられました（10. 参考資料（３）参照）。

製造販売元等が運営するウェブサイトにおいて、「消毒」などの表示してはならない効能効果に関する記載が 4 銘柄でみられました

製造販売元等が運営するウェブサイトが確認できた「化粧品」の 11 銘柄中 4 銘柄（No.5、17、18、21）において、「消毒」や「殺菌」など、化粧品で認められている効能効果の範囲を超えた記載がみられ、医薬品医療機器等法上問題となるおそれがあると考えられました（10. 参考資料（３）参照）。なお、これらについては、すでに厚生労働省及び地方自治体により製造販売事業者への指導等がなされています。

３）消防法上の危険物に係る表示

消防法上「火気厳禁」等の表示が必要と考えられるものが30銘柄中15銘柄ありましたが、そのうち1銘柄において、これらの表示が不十分と考えられました。

除菌・消毒・手指洗浄用アルコールは、アルコール濃度が 60 重量%（注 19）以上のものが、消防法上の危険物に該当し、法令で表示が義務づけられている項目（注 20）があり、500ml 以下の容器に保管する場合には、容器表面に危険物の通称名、危険物の数量、「火気厳禁」、またはそれと同一の意味を有する表示を行うことが求められています（注 21）。

テストの結果、アルコール濃度が 60 重量%を超えていた 15 銘柄中 1 銘柄（No.4）において、商品本体に「火気厳禁」等の表示がなく、消防法上問題となるおそれがあると考えられました（注 22）（表 3 参照）。

なお、これについては、すでに消防庁により製造販売事業者への指導等がなされています。

（注19）重量%とは、溶液100gに溶質（ここではエタノール）が何g含まれているかを表すもので、消防法上の危険物に該当する消毒用アルコールについては、重量%濃度を用いて基準が設けられています。

（注20）危険物の規制に関する規則（該当する部分のみ抜粋）

第四十四条 令第二十九条第二号の規定により、運搬容器の外部に行う表示は、次のとおりとする。

一　危険物の品名、危険等級及び化学名並びに第四類の危険物のうち水溶性の性状を有するものにあつては「水溶性」

二　危険物の数量

三　収納する危険物に応じ、次に掲げる注意事項

ニ　第四類の危険物にあつては「火気厳禁」

２　前項の規定にかかわらず、第一類、第二類又は第四類の危険物（危険等級Ｉの危険物を除く。）の運搬容器で、最大容積が五百ミリリットル以下のものについては、同項第一号及び第三号の表示についてそれぞれ危険物の通称名及び同号に掲げる表示と同一の意味を有する他の表示をもつて代えることができる。

（注21）ただし、可燃性液体量が六十パーセント未満であって、引火点がエタノールの六十パーセント水溶液の引火点を超える場合を除く。

危険物の規制に関する規則（該当する部分のみ抜粋）

第一条の三

４　法別表第一備考第十三号の組成等を勘案して総務省令で定めるものは、次のものとする。

一　一分子を構成する炭素の原子の数が一個から三個までの飽和一価アルコールの含有量が六十パーセン

ト未満の水溶液

二　可燃性液体量が六十パーセント未満であって、引火点がエタノールの六十パーセント水溶液の引火点を超えるもの（燃焼点（タグ開放式引火点測定器による燃焼点をいう。以下同じ。）がエタノールの六十パーセント水溶液の燃焼点以下のものを除く。）

（注22）2020年9月時点では製造販売事業者が表示の改善を行い、「火気厳禁」との表示のある商品が販売されています。

７．消費者へのアドバイス

（１）流水と石けんでの手洗いができないときの手指の消毒・殺菌には、品質、有効性、人体への安全性が確認された「医薬品」や「医薬部外品」の消毒用アルコールを使用するようにしましょう

手指からの新型コロナウイルスの除去には、流水と石けんでの手洗いが有効とされています。こまめな手洗いを心がけましょう。また、それができないときに用いる消毒用アルコールは、通常、エタノール濃度が 70 容量%のものの使用が推奨されており、70 容量%以上のものが入手困難な場合は 60 容量%台のものでも差し支えないとされています（注 23)。

除菌・消毒・手指洗浄用のアルコールは、「医薬品」、「医薬部外品」、「化粧品」、「雑品」の様々な商品が販売されていますが、それぞれ使用できる範囲や表示できる効能効果に違いがあります。手指など人体の消毒・殺菌に用いる場合は、品質、有効性、人体への安全性が確認された「医薬品」や「医薬部外品」の消毒用アルコールを使用するようにしましょう。「雑品」は基本的に手指の消毒を目的としたものではありませんので注意が必要です。

（注23）厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A（医療機関・検査機関の方向け)」問23より（令和2年9月10日時点版）

（２）「医薬品」や「医薬部外品」が手に入らないときに、アルコールによる除菌等を目的として使用する商品を選択する際には、商品本体に記載の濃度表示を参考にし、60 容量%以上のエタノールを含むものを使用すると良いでしょう

商品本体に濃度表示がみられた銘柄で、エタノール濃度が表示濃度より 1 割以上低いものはほぼありませんでした。

「医薬品」や「医薬部外品」が手に入らないときに、アルコールによる除菌等を目的として使用する商品を選択する際には、商品本体に記載の濃度表示を参考にし、60 容量%以上のエタノールを含むものを使用すると良いでしょう。

なお、物品の消毒に関しては、アルコール以外に次亜塩素酸ナトリウム（0.05%）が有効であることが分かっています。また、家庭用の洗剤等の中にも有効な成分（界面活性剤等）が含まれていることが検証されています。目的に応じて適切に使うことが大切です。

（３）高濃度のアルコールは可燃性で、引火の危険性があります。使用する際は火気を避け、使用する場所では換気をしましょう

アルコール濃度が60重量%を超えていた銘柄について、商品本体に消防法上の危険物として必要な表示があるかを調べたところ、「火気厳禁」等の表示がないものがありました。高濃度のアルコールは一般的にいずれも可燃性で、引火の危険性があります。使用する際は火気を避け、使用する場所では換気をしましょう。

８．事業者への要望

（１）消防法上の危険物に該当する除菌・消毒・手指洗浄用アルコールについては、「火気厳禁」等の適切な表示を行うよう要望します

アルコール濃度が 60 重量%を超えていた銘柄について、商品本体に消防法上の危険物として必要な表示があるかを調べたところ、「火気厳禁」等の表示がなく、消防法上問題となるおそれがあるものがありました。危険物に該当する商品には、「火気厳禁」等、適切な表示を行うよう要望します。

（２）ウェブサイトに記載されている効能効果について、表示できる範囲を確認し、適切な表示をするよう要望します

テスト対象銘柄の製造販売元等が運営するウェブサイトについて、効能効果に関する表示を調べたところ、「化粧品」の 4 銘柄で、「消毒」など、化粧品で認められている効能効果の範囲を超えた記載がみられました。これらについては、医薬品医療機器等法上問題となるおそれがあると考えられました。製造販売する商品について、

表示できる効能効果の範囲を確認し、ウェブサイトにおいても適切な表示をするよう要望します。
（３）消費者の適切な商品選択のため、商品本体に使用目的を明示するとともにエタノール濃度を表示し、ウェブサイトにも記載する場合は表示を合わせるよう要望します
　テスト対象銘柄の商品本体の表示及び製造販売元等が運営するウェブサイトの広告について調べたところ、商品本体にアルコール濃度の表示がみられたものは30銘柄中14銘柄でした。
　また、商品本体とウェブサイトに記載されたアルコール濃度が異なるものや、商品本体にはアルコール濃度に関する表示はなく、ウェブサイトにのみ記載がみられたものがありました。消費者の混乱を避け、適切な商品選択が行えるよう、商品本体に使用目的を明示するとともにエタノール濃度を表示し、ウェブサイトにも記載する場合は表示を合わせるよう要望します。なお、商品本体にエタノール濃度を表示する場合は、揮発性や製造後の流通や保管も考慮し、表示濃度が維持できるよう併せて要望します。
９．テスト方法（エタノール濃度）
テスト対象銘柄に含まれるエタノールについて、ガスクロマトグラフ/水素炎イオン化検出器
（GC/FID）により定量分析を行い、重量%濃度を算出しました。また、密度（比重）測定（注 24）
を行い、容量%に換算しました。
（注24）密度（比重）測定は15℃で行いました。（国税庁所定分析法より）
　―以下　省略―
――――――――――――――――――

◇*日本学術会議の人事問題*

・日本学術会議の「提言」　生活に身近なものも
国会などで議論になっている「日本学術会議」。科学者が専門的な立場から意見を表明する役割を担っていますが、出される「提言」は私たちの生活に身近なものも少なくありません。
日本学術会議が意見を表明する方法のうち、もっとも頻繁に発表されているのが、「科学的な事柄について実現を望む意見」として出される「提言」です。
ゲノム編集技術に関するものなど最先端の科学技術についてさまざまな意見を発表している一方、私たちの生活に身近な提言も少なくありません。
ことし出された提言には、子どもや妊婦の受動喫煙対策を充実させるよう求めるものや心と体の性が異なる「トランスジェンダー」と呼ばれる人たちが暮らしやすい社会をつくるため法整備の必要性を指摘したものなどがあります。
また、新型コロナウイルスの感染が広がる前の去年5月には、感染症の「パンデミック」に備えて、ウイルスなどの微生物や病原体についての教育を充実させる必要があるという提言を出していました。
さらに、おととしには、夏の生活時間を早める「サマータイム」について、長期にわたって健康に影響を及ぼすおそれのあることや必ずしも暑さ対策になるとは限らない点を指摘し、「導入は見合わせるべきだ」と提言しています。
このほか、6年前に発表した選挙の投票率低下への対応策をまとめた提言では、過疎が進んでいる地域で、期日前投票のために投票箱を載せた車が地域をまわる「移動投票所」について、まだ全国的に広がっていない時期に、その必要性に言及していました。
子どもの健全成長へ「空間づくり」も提言
大妻女子大学の木下勇教授は先月まで15年間、日本学術会議の連携会員を務めました。
この2年は子どもの成育環境について考えるグループの委員長を務め、先月、「提言」を取りまとめて内閣府に提出しました。その内容は、貧困対策のほか、学校や保育所の整備の在り方など多岐にわたります。
中でも木下教授が深く関わったのが、子どもたちが健全に成長するための空間づくりについての提言です。
保護者の安全意識の高まりやスマートフォンの普及などによって子どもたちの外遊びの機会が減っていることが問題だと指摘。首都圏、特に東京都内では禁止事項が設けられた公園が多いとして、専門的な知識を持った人が見守る体制を整えたうえで、子どもが危険を伴う遊びにも挑戦できる場所をつくることが必要だとしています。
具体的にあげられているのが、専門のスタッフが子どもたちの遊びを見守る体制が取られている「プレーパーク」と呼ばれる公園です。

東京 武蔵野市にある、NPO 法人が運営するプレーパークは、2メートル余りある壁をよじ登るものなど一般的な公園より遊ぶのが難しい遊具があるほか、木登りや火遊びも楽しむことができます。
訪れた保護者からは「普通の公園ではできない遊びも子どもが主体的に楽しむことができ、プレーワーカーも子どもの成長に必要な存在だと思います。こういった場所が増えてほしい」といった声が聞かれました。
木下教授は「研究の成果を国民の生活に役立てることは学術会議の大きなミッションだ。提言の内容が国や地方自治体の政策、それにNPO や地域の取り組みにも反映されることを期待しています」と話していました。
日本学術会議の意見表明とは
日本学術会議が専門的な立場から意見を表明する方法には、「答申」「回答」「勧告」「要望」「声明」「提言」、それに「報告」の7つがあります。
このうち「答申」は政府からの諮問を受けて出され、「回答」は省庁から審議依頼を受けて出されるものです。そのほかの5つは学術会議が自発的に行います。
最も頻繁に出されているのが「提言」です。平成23年から先月末までの10年近くに出された「提言」は277件で、ことしはこの10年で最も多い68件が発表されています。＜NHK　2020年10月18日＞

○*マスコミ報道　見出し*
・学術会議の任命拒否「想定せず」　03、15年の政府有識者委文書＜共同通信　2020年10月18日＞
・「国民に向き合わず」　学術会議、大学教授ら抗議集会＜共同通信　2020年10月18日＞
・「学問の自由」がいつも破られる歴史的理由 研究と国家権力との危険な関係は常に存在する＜東洋経済 ONLINE 2020年10月17日＞
********** 以上 **********